

議題(1) 子ども・子育て会議について

1 会議の位置付け

「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は、子ども・子育て支援に関する施策の推進について調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

本市においては平成25年6月に「合志市子ども・子育て会議条例」を制定しました。

2 具体的な審議事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画(第2期)の実施状況の点検・評価について

本市では、令和2年3月に策定した「合志市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」に基づき取り組みを推進してきました。この事業計画(第2期)は、令和6年度で計画期間満了になりますので、5年分の実施状況について点検・評価を行います。今年度、子ども・子育て会議委員の皆様からご意見をいただき、次の内容により点検・評価をお願いします。

- ・事業ごとの「確保方策」の実施状況
- ・事業計画の「量の見込み」と実際のニーズとの乖離^{かいり}の状況
- ・事業計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討など

(2) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用定員の決定について

新制度対象の幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等の利用定員を定める際にご意見を伺います。

(3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について

「合志市子ども・子育て支援事業計画」の策定や見直し、変更する際にご意見を伺います。

(4) その他

本市の子ども・子育て支援に関する様々な事項について、ご意見を伺います。

合志市子ども・子育て会議条例(抜粋)

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

子ども・子育て支援法(抜粋)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。